

(2) 北海道大学脳科学研究教育センター運営委員会規程

(平成 15 年海大達第 53 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北海道大学脳科学研究教育センター規程（平成 15 年海大達第 52 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、北海道大学脳科学研究教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 運営委員会は、国立大学法人北海道大学における教授会への意見聴取事項等に係る規程（平成 27 年海大達 号。）第 2 条第 1 号及び第 6 号から第 10 号までに掲げる事項を審議し、総長に意見を述べるものとする。

2 運営委員会は、前項に定める事項のほか、北海道大学脳科学研究教育センター（以下「センター」という。）の重要事項を審議する。

(組織)

第 3 条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) センターの各研究グループから選出された基幹教員 各 3 名

(3) その他総長が必要と認めた者

2 前項第 2 号及び第 3 号の委員は、総長が委嘱する。ただし、同項第 2 号の委員の委嘱は、センター長の推薦に基づくものとする。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 運営委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 運営委員会が必要と認めたときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 8 条 運営委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことが

できる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、医学系事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成15年9月17日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

